

健康被害情報等の報告が義務づけられました

平成20年1月に発生した輸入冷凍餃子による薬物中毒事件などを踏まえ、食品による健康被害の拡大防止や未然防止の措置を速やかに講ずるため、「新潟県食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準等に関する条例」及び「新潟県食品衛生条例施行規則」の一部を改正し消費者からの健康被害や、食品衛生法違反の情報を保健所長に速やかに報告するよう義務づけました。

消費者の皆様へ安全で安心な食品等を提供するための改正です。食品営業者の皆様にはご理解と遵守をお願いします。

○報告義務の対象者は？

食品等（食品、食品添加物、器具及び容器包装）の製造、輸入又は加工を行う営業者が対象となります。

※営業許可が不要な業種でも、食品等を製造、輸入又は加工をしている食品営業者は対象です。

○報告義務がある情報は？

1 製造、輸入又は加工した食品等に関する消費者からの健康被害情報

※ 医師の診察を受け、その症状が製造、輸入又は加工した食品等に起因する又は疑いがあると診断されたものに限り、消費者から体調異常の訴えがあった場合は医療機関の受診を勧奨してください。

2 食品衛生法に違反する食品等に関する情報

※ 自主検査等で、食品衛生法に違反していることが判明し、当該食品等が流通している場合が該当します。

【例】

- ・自主検査の結果食品衛生法に定める規格基準に違反していた
- ・異物を発見した
- ・含有するアレルギー物質の表示をしていなかった

○報告の方法、内容は？

電話、ファックス、メール等方法は問いません。営業施設を所管する保健所へ速やかに報告してください。

県ホームページに報告内容の例示を掲載しておりますので参考にしてください。

○報告すべきか判断できないときは？

速やかに保健所に相談してください。

※ 医師の診断を受けていなくても複数の同様苦情を確認した場合や、法に違反しているかどうか判断できない場合。

○犯罪性が高い場合は？

食品への毒物や針の混入など犯罪性が高い場合は、直ちに警察へ通報するとともに、保健所へ情報提供してください。

○速やかに報告しなかった場合は？

管理運営基準違反で、営業停止等の行政処分を受けることがあります。

○施行日は？

平成20年12月26日から施行されました。

○消費者からの苦情の取りまとめは？

広域に流通している食品等に係る苦情を集約し、散発事例の共通性を抽出・解析できるような仕組みを構築するよう努めましょう。

報告先（所管保健所へ）

保健所	電話	保健所	電話
村上保健所	0254-53-8371	南魚沼保健所	025-772-8143
新発田保健所	0254-26-9137	十日町保健所	025-757-2707
新津保健所	0250-22-5175	柏崎保健所	0257-22-4180
三条保健所	0256-36-2366	上越保健所	025-524-6135
長岡保健所	0258-33-4936	糸魚川保健所	025-553-1937
魚沼保健所	025-792-8619	佐渡保健所	0259-74-3399